

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻111号 01/11 <1部100円> 発行人 玉本 格
市芦救援会 〒659-0001 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 0797(32)1131
市芦反弾圧闘争を支援する会 〒650-0022 神戸市中央区元町通5-3-16 テーラービル3F

大阪高裁の勝訴判決が確定 「市芦廃校反対」の座り込みの最中、 上告断念の報に拍手わく！

一〇月一九日の勝利判決と前後していろいろなことがありました。九月二五日には、「市芦廃校」議決を目的とした教育委員会が開かれましたが、傍聴した約六〇名の卒業生、市民、教師の批判の前に、議決が中止となる出来事がありました。一〇月八日には、約一〇〇名の傍聴者の前で、前回の市民との約束を反故にして、審議を全くしないまま教育委員会は「市芦廃校」を強行議決しました。市教委は、マスコミや広報紙を使って、「市芦高校は二〇〇七年でなくなります」と宣伝し、市芦廃校を既成事実化しようと躍起になっています。

これに対し、市芦高校の存続を求める市民は、十一月二日、教育委員会に対する抗議と市芦存続運動の存在をアピールするため、芦屋市役所玄関前で座り込みを行いました。そこには、在校生、卒業生、芦屋市民、教師、労働組合員、部落解放同盟員、障害者運動団体関係者など、さまざまな年齢、階層の人々八〇名が、「市芦存続」を願って、入れ替わり立ち替わり参加され、署名も多数集まりました。座り込みは暗さや深刻さはなく、とりわけ炊き出しをしてくれるお母さん方の存在が場を和ませてくれました。その最中に芦屋市教育委員会の上告断念の知らせが入り、参加者の拍手の中で、勝利判決が確定しました。

市教委は「市芦廃校」を議決しましたが、市議会の議決を経ない限り市芦は廃校にはなりません。私たちの市芦存続の取り組みは、まだ始まったばかりです。市芦があつて何が悪いねん！市民の会は、芦屋市議会議員全員に、芦屋市教育行政の問題点を指摘し議会での十分な審議を求める要請書を提出しました。

市芦存続運動は、市芦反弾圧裁判勝利判決・原告の市芦高校復帰と連動して、新たな展開を見せようとしています。闘いはこれからです。

も／く／じ

市芦救援会ホームページ <http://homepage1.nifty.com/i-kyuenkai/>
Eメールアドレス i-kyuenkai@nifty.com

「市芦廃校反対」の座り込みの最中、上告断念の報に拍手わく	1
原告8名の勝訴が確定、復帰交渉始まる	2
市芦高校教育弾圧事件に関する申し入れ	2
芦屋市役所玄関前、抗議の座り込みに80名	3
「市芦廃校」強行議決へ、続々と抗議書が提出される	5
第13期-第15期会計報告	11
新聞記事（強行議決・勝利判決確定）	12
市芦裁判勝利集会 芦屋市商工会館	12月2日（日）2時-4時

芦屋市教委の違法行為を伴った教育改革が断罪され
原告八名全員の勝訴が確定、復讐交渉始まる

兵高教本部・阪神支部・市芦分会連名で抗議と申し入れ
交渉で全員復帰と謝罪を強く求める

一〇月一九日、大阪高裁での原告勝訴の判決をうけて、原告、組合、支援者は、ただちに芦屋市教委に向かい、兵高教本部、阪神支部、市芦分会で、「上告取りやめ、謝罪、全員の即時復帰」を求める抗議と申し入れをおこなった。

一月二日、芦屋市教委は上告を断念し、市芦分会の原告八名の価値ある勝利判決が確定した。判決確定をうけ、分会は謝罪要求と全員復帰の要求を強化し、一月一四日には兵高教本部、支部、分会が合同で市教委交渉を行った。

交渉の席で市教委佐藤管理部長は、「四人を学校へ帰す方針には変わりはない。詳細については組合と協議する」と答えたが、教育委員全員の謝罪については明確な答えが得られなかった。

組合や原告からは、「本当なら失った一五年を帰してほしい。この喪失感をどう慰謝するつもりか。即日、教育委員会を代表して教育委員長、事務局を代表して教育長の謝罪があつて然るべきであろう。三浦教育長、稲畑教育委員に典型的に見られるように、違法行為を伴って行われた教育改革が正しいと未だに発言しており、違法行為に対して全く無自覚である。このような状態で教育委員会はどうして謝罪できるのか。事務局の責任で各委員に違法行為の自覚と反省を促すことが出発ではないか。また、県教委では和解翌日には被処分者を現場復帰させている。違法行為が確定したのであるから、違法状態解消のため、芦屋市も当然そうすべきである。さらに、復帰させたらそ

れでいいというものではない。奪った教育活動を補う意味からも、教育委員会あげて、復帰した原告が働きやすい環境をつくる責任がある。帰った学校が五年後には消滅する、応募する生徒がほとんどいなくなるという状況は最悪の教育環境だ。教育委員会が市芦廃校を議決してはいないが、今いる子どもたち、これから来るであろう子どもたちを励まし、そこで教育活動を再開する原告らを激励するにはどうしたらいいかを考えるべきだ。にもかかわらず、教育委員会は市芦がなくなることを宣伝しない。もうすぐなくなるから市芦には行きたくない、経済的に無理をしても私学へ行くと言いつつ始めている中学生たちをどうするつもりか。これまでに中学側の進路指導を難しくし、受験生を減少させる大きな要因になってきた定員内不合格をやめ、定員内で最大限生徒を受け入れ、市芦の教育活動をこれまで以上に支援し充実させるのがこれからの市教委の仕事である。謝罪にとどまらず原告らの教育活動をより充実したものにしていこうとすれば、教育委員会は原告らを慰謝できない。教育委員会は一月という期限を切つて解決策を提示することなどの申し入れを行った。

これに対し、佐藤管理部長は「復帰まで長引いたことに対して遺憾に思う。判決の趣旨を理解して、組合の意志を教育長、教育委員に伝え返答すること」を答えた。

今後、協議を重ねて教育委員会に課した一つひとつの課題を早急に実行させます。

【申入書】

市芦高校教育弾圧事件に関する申し入れ

本日、大阪高等裁判所は、市芦高校教員8名に対する転任処分事件に関し、処分取り消しの判決を下した。

本事件は、すでに1999年9月30日、神戸地方裁判所において「不当労働行為であるとの認定がなされていたにもかかわらず、貴職は違法状態の解決に努力しないばかりか、控訴という手段を用い

て、いたずらに教員の教員としての人権を侵害し続けてきた。

本日控訴審判決においても、重ねて「教育委員会の違法」判断がなされ、貴職の責任は免れ得ないものとなった。

私たちは、貴職の違法(犯罪)を糾弾し、下記のとおり要求する。

記

1 教育委員会は最高裁判所への上告を行わないこと。

2 教育委員会及び事務局関係者は、原告に対して違法処分を謝罪すること。

3 教育委員会は、未だ市芦高校へ現場復帰していない4名の教員を、即時復職させること。

以上

市芦の廃校を絶対に許さない！芦屋市役所前の抗議の座り込み

市教委の「市芦廃校」強行議決
芦屋市役所玄関前、抗議の座り込みに八〇名

答申以前に

「市芦廃校」は闇の中で決まっていた？！

学教審答申への批判が多方面から出されているにもかかわらず、答申そのものに何ら検討を加えることなく、また市教委に対する批判に何ら答えることもなく、九月二五日、芦屋市教育委員会は、答申を隠れ蓑に「市芦廃校を既定方針通り議決しようとした。既定方針通りというのは次のような意味である。

市会議員の中にすら、「実は学教審以前に、市芦を廃校にして売り渡す話が市長と某私学との間で出来上がっていた」とのうわさが出回っている。一九九九年に芦屋市の総

務部長が記者会見の席上、うっかり市芦廃校を口にして大問題となったことがあった。確かに、うわさにも頷ける点がある。この既定方針に基づいて、二〇〇〇年には、北村春江市長の最大与党派すなわち全国的にも有名になってしまった汚職議員会派が「市芦廃校」を市議会で発言して口火を切った。そこへ芦屋学区の統廃合問題が県から持ち込まれた。表向きはこの学区問題で学校教育審議会を設置すると市教委は組合に説明してきた。しかし、「市芦廃校」答申のための人選がおこなわれて学校教育審議会がつくられ、畝本処分と青雲高校つぶしのあの井野元兵庫県教委教育長が審議会会長におさ

まった。しかも私学の利益代表として。その後は、通信でもお知らせしたとおり「市芦廃校」答申が出され、「市芦に関する答申は一〇〇%実施する」との森前教育委員長の前断発言があり、その発言に沿って既定方針通り、「市芦廃校」の教育委員会議決を行うおうとした。

九月二五日の「市芦廃校」議決を卒業生・市民・教師の力が止める

そして、九月二五日に教育委員会が開催された。そこには市芦の存続を求める約六

○人の傍聴者が集まった。教育委員会が開会される直前に、傍聴者の中から市民の代表者が、現場教師や卒業生・保護者の意見を聞く機会を設けること、教育改革の中で教育委員会が犯した違法行為に対する教育委員会の見解を明らかにすること、情報公開し広く市民の議論を保障することなど四点にわたって質問し(詳しくは後掲の「市芦が非民主的な委員。左から三浦教育長、森前教育委員長、稲畑教育委員、朝日教育委員長、牛田教育委員



つて何が悪いねん！市民の会」の抗議文参照)、教育委員会の回答を求めた。
しかし、これまでにまともな議論もせず、形式的に「市芦廃校」を議決することしか考えてこなかった教育委員会には、まともな返答が返せなかった。挙げ句の果てには、稲畑教育委員が兵高教副執行委員長に対して、「あなたは配転させられた先生が何故処分されたか知っているのですか。その先生たちは一度採用されたらそこであぐらをかいていたんですよ」と言い放つしまつ。傍聴席から稲畑教育委員に対する怒りの声がわき上がった。教育委員会事務局の歪んだ情報で洗脳された、品性と見識に欠ける教育委員の実態が透けて見えた。

事態になった。
一〇月八日、教育委員長が森輝彦から朝日千尺に交代していた。前回の経過からして教育委員長は傍聴者に対して、前回批判・質問された点に関して教育委員会としてどのような議論をしたか、答える必要があった。ところが、朝日千尺教育委員長は一方的に開会を宣言するや、抗議の声を無視して、形だけの議案説明を佐藤管理部長にさせ、説明の声さえ全く聞こえない状況にもかかわらず議事を進め、いつさい審議を行わずに、全員賛成として「二〇〇五年度募集停止、二〇〇六年度で廃校を議決した。まさしく、形式だけの議決であった。傍聴した市民からは「これが教育行政をになう人たちのやることか」「権力の横暴だ」との批判が上がった。



一〇月八日、抗議の嵐の中で審議もせず、「市芦廃校」を強行議決

一〇月五日、市民の会は「審議に入る前に市民、教職員と十分教育論議を尽くしてほしい」旨申し入れたが、応じた佐藤管理部長は、木で鼻をくくった態度で、「意見は十分聞いた。平行線だ。次回は審議に入る」と繰り返すのみだった。そのため、一〇月八日の教育委員会で再び直接、教育委員会に対して対話の申し入れをしなければならぬ

芦屋市役所玄関前に座り込み
八〇名の市民が「市芦存続」を訴える

市教委は「市芦廃校」を既成事実化するために、あたかも「市芦廃校」が決まってしまうかのような新聞発表を行った。これに対し、市民の会は市芦存続運動がまだ続けられていることを市民にアピールするために、一月二日、芦屋市役所前で一日間の座り込みを行った。延べ八〇人が参加し、署名も多数集まった。何よりもよかったのは、さまざまな年齢、階層の人々が集ったことだ。卒業生、市民、教師、教員組合、部落解放同盟、在日朝鮮人、障害者と障害者運動にかかわる人、愛護委員、市会議員等々。おまけにお母さん方がおでんの炊き出しににおにぎりまで用意してくれた。かしこまった深刻さが消えて、みんなが気軽に参加できて楽しい、元気の出る座り込みになった。



私たちは、ここに集った人々とともに、市芦存続運動の輪を広げて行きます。

「市芦廃校」強行議決へ、続々と抗議書が提出される

兵高教本部・阪神支部・市芦分会、市芦があつて何が悪いねん！市民の会、教育共闘会議、留守家庭指導員労組、新社会党芦屋市議団などから次々と「市芦廃校」強行議決に対する抗議書が提出され、芦屋市教育委員会の横暴と非公開性、非民主性が一斉に批判されている。

【兵高教組台抗議書】

市立芦屋高校の廃校方針に強く抗議し、

方針撤回を要求する

2001年10月19日

芦屋市教育委員長 朝日 千尺 様

芦屋市教育長 三浦 清 様

兵庫高等学校教職員組合執行委員長

兵庫高等学校教職員組合阪神支部長

兵高教阪神支部私立芦屋高校分会長

岩淵 徳好

石塚 健

森村 啓一

私たちは、貴教育委員会が、「市立芦屋高校のあり方」について、芦屋市学校教育審議会を含む市教育委員会でのこれまでの全ての審議内容を公開し、当該市芦屋高校の教職員組合から十分な意見聴取を行い、卒業生・在校生・保護者・市民の声を聞いて十分な教育論議を重ねて、失敗に終わった一連の「教育改革」と、不当労働行為に当たるとして神戸地裁において取消命令を受けた9名の市芦屋教諭への強制配転処分に対する総括を十分した上で、「市芦屋高校存廃問題」についての審議に入るよう、一貫して強く要請してきた。「市芦のあり方」に関して、市民の多様な意見をさまざまな角度から吸収し、市芦屋高校に将来を託して入学してくる子どもたちをどうすれば個性豊かで人間味溢れる青年に育てていくことができるかということについて、十分な教育論議を重ねる必要があったからである。

さらに、今回の学教審答申は、森教育委員長が教育委員会で決定された諮問内容を恣意的に変更した結果出されたものである。手続き上重大な誤りがあり、無効であるのみならず、偏向した資料に基づく教育論なき答申であり、教育行政の指針とはなり得ないものであること、そして市芦屋高校はその教育内容と役割において、他の高校では代え難い存在であり、多くの市民もその存続を求めていることを、私たちは指摘してきた。

これに対して、貴教育委員会は学校教育審議会の答申を盾にとり、一切耳を傾けようとしてこなかった。その結果、9月25日、貴教育委員会は教職員組合をはじめ多数の市芦屋高校卒業生、保護者、市民の批判を浴びることとなった。当日の教育委員会でも傍聴席から上記のようなさまざまな批判と要請が繰り返された。しかし、貴教育委員会は相変わらず、まともな答弁をすることができなかった。多数の傍聴者を代表して、「市芦があつて何が悪いねん！市民の会」の代表が、改めて上記各項目についての回答を求めた。貴教育委員会は暫時協議を行うとして休憩に入り、再開の冒頭「市芦屋高校」の議題については審議しない旨宣言した。

その後、10月5日に、「市芦があつて何が悪いねん！市民の会」と市芦屋高校分会とが合同で、地区懇談会や市民・保護者への説明会を開催し、市民・教職員組合と十分な教育論議を行った上で教育委員会の審議を行うよう再度要請した。

10月8日、貴教育委員会は9月25日の市民からの指摘や質問に一切答えることなく、10月5日の市民からの要請も完全に無視して、何ら審議を行うことなく議案を棒読みするだけで形式的に「市芦屋高校」を議決した。

私たちは貴教育委員会の非民主的、秘密主義的、市民無視的教育行政に強く抗議する。

は、およそ民主主義とは無縁のファッショ的暴挙であった。我々は強く抗議する。

もつと広い会場をと、事前に申し入れていたにもかかわらず、会議場は狭く、入りきれない傍聴者の一部を閉め出そうとしたが、我々は立ち見席で我慢するなど会議開催のために譲歩した。しかし、我々の譲歩は報いられたのでない。

開催にあたって、我々は九月二五日の会議で申し入れた四項目に対して、まずもって回答がなされると考えた。四項目とは、紛糾した九月二五日の会議をまとめるにあたって、森前教育委員長との間で確認したものである。

ところが一〇月八日の会議は、四項目に対する回答もなく、ことあらば我々を退場させる強権的会議指揮をちらつかせ、何かなんでも市芦屋校を決定するという姿勢に終始した。初めに結論ありきであるが、これは一種のクーデターであり、民主的議論を求める市民に対する暴力である。四項目を改めて確認する。

一 学校教育審議会（以下、学教審）、ならびに教育委員会のいずれの審議においても、学校長以外の現場教職員の意見を聞く機会が与えられてこなかった。

二 同様に、市芦卒業生とその保護者、在校生とその保護者、今後市芦進学を希望している市民などから意見を求め

る機会が与えられてこなかった。したがって、その機会を設けること。

三 九人の教師に対する強制配転処分は、市芦の教育に多大の影響を与えている。したがって市芦の教育を論議するためには、この処分は是非は避けて通れない議論である。すでに神戸地裁は強制配転を違法な転任処分と不当労働行為であると判決した。（一〇月一九日、大阪高裁は第一審以上に強く違法かつ不当労働行為と認定した。）処分者である教育委員会は、自らの責任問題を含めて、判決を深く吟味しかつ尊重しなければならぬ。公務に携わる者の法ならびに憲法遵守義務からして、これは不可避のことであるが、学教審ならびに教育委員会は、議題にすら取り上げてこなかった。可及的速やかに議論しなければ、学教審・教育委員会の存在自体が違憲的存在であるといわざるを得ない。

四 審議内容がまったく市民に公開されていない。ほとんどが議事録も作成しない秘密会となされてきたので公開しようがないのである。これほど市民生活に直結する問題は、本来、住民投票などによって、市民の意志を直接確かめるべきである。そのために、情報は全面公開されるべきはいうまでもない。もし、公開すべき情報が議事録の不在その他に

私たちは、貴教育委員会の「市芦屋校」の議決を認めない。

私たちは、すべての教育委員会の審議内容を公開し、全教育委員が出席した上で、十分な教育論議の機会を設けることを要求する。



以上

【市民の会抗議書】
市立芦屋高校の存続を願う市民の声を一顧だにしない教育委員会のファッショ的暴挙に強く抗議する

市立芦屋高校（以下、市芦）の廃校方針を決定したという一〇月八日の教育委員会

よって用意できないのであれば、審議をやり直すべきである。

以上の四項目は、市芦の存廃について賛否いずれの立場に立つにせよ、最低限クリアすべき問題である。ところが冒頭述べたように、一〇月八日の教育委員会は暴力的かつファッショ的に議事進行された。

我々は、このような教育委員会の暴挙を断じて許すことができない。民主主義のイロハもわきまえない者による教育の壟断を許さない。教育委員ならびに教育行政責任者は深く反省し、辞職せよ。

右、抗議し、要求する。

二〇〇一年一〇月二六日

市芦があつて何が悪いねん！市民の会

代表 小寺山康雄



「教育共闘会議決議」 市立芦屋高校廃校決定に反対する決議

芦屋市教育委員会は10月8日、市立芦屋高校を2007年3月をもって廃校とすることを決定した。私たち教育共闘会議は、「芦屋市民の教育と生きる力を保障する」立場から今回の廃校決定に断じて反対するものである。

私たちが市立芦屋高校廃校に反対する理由の一つは、今回の教育委員会の決定が極めて非民主的で市民の声が反映されていないことである。

9月25日、市立芦屋高校の廃校決定を行おうとして開かれた教育委員会には、約50人の傍聴者がかけつけた。そして「今日まで該当教員と十分な協議が行われていないこと」「審議会の内容が一切市民に公開されておらず、保護者や市民の意見が反映されていないこと」「6000人を超える『廃校反対』の署名が集まっております多くの市民が審議会の決定に不満を持っていること」を述べ、「現段階での廃校決定は拙速である」と訴えた。教育委員会も傍聴者の意見に明確な回答を示すことができず、「本日は市立芦屋高校に関する議事は行わない」と宣言した。

しかし教育委員会は10月8日、傍聴にかけつけた約100人の市民に、25日の経過を全く説明することなく、強引に議事を進行。抗議の嵐の中で市立芦屋高校の廃校を

決定したのである。こうした強引で非民主的な運営によって、市民の財産である公立高校の廃校を決定したことを私たちは許すことができない。

一つには市立芦屋高校が果たしてきた歴史的役割の大きさである。

市立芦屋高校は、設立から40年の歴史を持つており、それだけに市民にとり果たしてきた役割も大きい。「全ての子どもに教育を」と、市立芦屋高校には被差別部落出身者、障害者、在日韓国・朝鮮人、貧困家庭など社会的に底辺に置かれた子ども達が多く入学してきた。先生達も教育の保障に向け精いっぱい子どもと向き合ってきた。また部落研、朝文研といった活動も行われ、被差別の立場にある者が自らの課題とたたかう力を育んでいった。

このように教育の保障の絶え間ない追及と、人として生きる力を教えてきた市立芦屋高校を私たちはなくすわけにはいかない。三つには、教育現場に競争や効率性を求めることは、全ての人に平等な教育が保障できないということである。

現在、「教育改革」として、全国的に学校の統廃合や学区の見直しが行われている。芦屋市においても既に定時制高校の廃校が決定されており、県立芦屋南高校も普通科をなくすこととなっている。「エリート至上主義」により、教育に競争と効率性が追求されている。このことは一部のエリートには幅広

い選択肢を用意するが、そうでない者にはたとえ学習意欲があってもその場を閉ざすことを意味する。今回の市立芦屋高校廃校は、まさに「教育改革」の流れの一環である。私たちは働く者の権利や、子ども達の学ぶ場を安易に奪う「教育改革」を認めることはできない。

私たち教育共闘会議は、全ての子ども達に教育と生きる力を保障することを強く願つてやまない。そのためには民主主義を追求し、差別を許さず、働く者や子ども達の権利を守つていかなければならない。「市立芦屋高校廃校反対」の声が日増しに強まる中で、芦屋市教委が市民と向き合い、教育のあり方について真摯に話し合うことを強く求めるものである。芦屋市が私たち市民の財産を一方的に奪わず、廃校決定を白紙に戻し、民主的な議論を行うよう要請する。

一〇・三一 芦屋市民集会

「市民の会、市会議員へ要請書」 市議会議員 〇〇殿

二 市議会議員各位におかれましては、ますますご清栄のことと存じます。

震災復興にからむ前助役の汚職犯罪ならびに、それに関連する市議への追及、市長を頂点にする行政の管理責任の追及など、市政の浄化と民主化のための日頃の活動に敬

意を表します。

さて、すでにご存知のように、十月八日教育委員会は市立芦屋高校(以下、市芦)の廃校を決定したと、新聞発表しました。私たちは市芦の存続を強く求めてまいりましたが(存続署名は十月五日現在六、二二八名に達しています)、廃校方針が決定された過程およびその理由に重大な疑義を抱いております。

各位におかれましては、この問題についてはすでにご意見をまとめておられる方もいらっしゃるかと存じますが、市芦存続の賛否は別にして、行政を民主的にチェックし、市民主権をすすめる立場におられる議員各位に対する私たちのお願いをお聞きいただきたく思い、文書を送付するしだいです。添付資料も合わせてご検討たまわれば幸いです。

二 私たちは、市芦廃校を決定するはずであつた九月二五日の教育委員会を傍聴し、会議そのものの正当性について重大な疑義をもっていることを表明しました。本来、傍聴人は発言が認められていないのですが、森教育委員長(当時)の民主的はからいで可能になりました。

市芦廃校問題については、その日の会議では結論を出さないということになり、私たちは退場したのですが、退場にあらつて森委員長に四項目の申し入れをおこない、次の会

議でそれに対する教育委員会の審議結果を報告してほしいと申し述べました。まず四項目をクリアすることが、会議成立の基本要件だと考えたからです。(四項目については、資料「市立芦屋高校の存続を願う市民の声を一顧だにしない教育委員会のファッショ的暴挙に強く抗議する」を参照して下さい。)

ところが十月八日の教育委員会は、四項目について、何の回答もしないまま一方的に議事進行し、廃校方針を決定しました。

お読みいただければおわかりのように、四項目は、最低限の民主的手続きを要望しているにすぎません。賛否いずれの立場に立つても、ご了解いただけるのではないかと考えます。

三

一九八六年に始まつた市芦の九人の教師に対する強制配転処分は、一九九九年九月三〇日、神戸地裁で「処分取消、違法な不当労働行為」と判決されました。さらに、今年十月一九日、大阪高裁は一番判決を支持し、それをさらに補強する判決を下しました。要旨は、「①教員から指導員への異動は、身分ないし俸給に不利益を生ぜしめるものである、②教員をそれぞれの場所へ異動する必要があるとはいえない。また、人選にその合理的理由がない。さらに、異動先の職が教員としての経験を活かすものであつたとも到底言い難い、③教員を長期にわたり学校現

場から離すことは異常である、④組合活動に対し、前田校長、松本教育長らが中心となつて、これを嫌悪したことによりなされた転任処分である」というものです。

北村市長が教育委員および教育委員長時代に強行し、現教育長および教育委員会が踏襲している「教育改革」ですが、その根底にある教員の強制配転について、司法は犯罪であると認定したのです。である以上、市芦廃校問題は、自らが犯した罪を償い、教師を市芦に戻し、その上で市芦の教育内容を点検しながら議論されるべきではないでしょうか。

四 添付資料「卒業生が語る市芦の真実」を



市芦救援会決算報告

第15期 自2001年 1月 1日
至2001年11月30日

歳入		
科目	決算額	備考
会費収入	414200	
カンパ収入	800000	支援する会、阪神支部、他
原告団拠出金	2000000	
繰越	2133951	
合計	5348151	
歳出		
科目	決算額	備考
法対費	4012000	弁護士成功報酬、資料コピー代、食料費
通信費	396901	通信発送費、封筒、ラベル、振替料
印刷費	22010	通信製版代、紙代、印刷機器及び諸材料、フィルム
会議費	33650	弁護士会費、法対会議、集会部屋代
旅費交通費	800	旅費、ガソリン代、駐車料
事務局費	6279	事務用品他
諸負担費	0	
雑費	0	
残金	876511	
合計	5348151	

第13期 自 1999年 1月 1日
至 1999年12月31日

歳入		
科目	決算額	備考
会費収入	672400	
カンパ収入	1169200	支援する会、他
雑収入	588256	郵貯利子 最終準備書面売上
繰越	1330021	
合計	3759877	
歳出		
科目	決算額	備考
法対費	1361459	顧問料、資料コピー代、食料費、一審謝礼
通信費	249803	通信発送費、封筒、ラベル、振替料
印刷費	121685	通信製版代、紙代、印刷機器及び諸材料、フィルム
会議費	22250	弁護士会費、法対会議、集会部屋代
旅費交通費	12870	旅費、ガソリン代、駐車料
事務局費	24880	書籍、事務用品、録音テープ、電池他
諸負担費	0	
雑費	1837	
次期繰越	1965093	
合計	3759877	

第14期 自 2000年 1月 1日
至 2000年12月31日

歳入		
科目	決算額	備考
会費収入	321900	
カンパ収入	759200	支援する会、阪神支部、他
雑収入	0	
繰越	1965093	
合計	3046193	
歳出		
科目	決算額	備考
法対費	400299	顧問料、資料コピー代、食料費
通信費	142158	通信発送費、封筒、ラベル、振替料
印刷費	318155	通信製版代、紙代、印刷機器及び諸材料、フィルム
会議費	12350	弁護士会費、法対会議、集会部屋代
旅費交通費	14740	旅費、ガソリン代、駐車料
事務局費	24540	事務用品他
諸負担費	0	
雑費	0	
次期繰越	2133951	
合計	3046193	

2001/11/30

上記の通り相違ありません。 会 計 小川文夫
 上記は正確適正であると認めます。 監査委員 三村直人

会計よりお礼と報告

すでに皆さんにお知らせしましたように、2001年10月19日に大阪高裁で完全勝利判決を勝ち取り、続いて、11月2日には芦屋市教育委員会に上告断念をさせ、市芦裁判闘争は終結しました。全員の現場復帰を見通せることとなり、被処分者の救援を掲げた市芦救援会は所期の目的を達成することが出来ました。十五年の長きにわたり熱いご支援をいただき本当にありがとうございました。私達の闘争がここまで持ちこたえられ、勝利できたのも、皆様の日頃の物心両面にわたるご支援があったからこそです。原告団一同心より感謝申し上げます。

第13期から第15期の会計報告を上記のようにご報告させていただきます。

そして、裁判闘争終結に当たり市芦救援会会計も閉じたいと考えます。残務整理のため通信費、印刷費等の事務的経費が必要ですので、若干の残務処理費を計上しております。

それにしても、十五年間にわたり救援会会計を維持できたからこそ、歴史に残る判決を得ることが出来、現場復帰を実現できることとなりました。会計収入のすべてが会費とカンパによるものでした。「市芦反断庄闘争を支援する会」「園田学園中等学校教職員組合」「兵高教阪神支部」などの各組織、およびお名前をお一人おひとり挙げることは出来ませんが、たくさんの方々から多額の会費、カンパを、しかも十五年間もの長きにわたりお寄せいただいたことに感謝の言葉もありません。改めて心よりお礼申し上げます。

また、私達の裁判闘争が終わっても引き続き市芦廃校の更なる権力の攻撃が始まっています。引き続き私達の闘いにご理解ご支援をお願いするものです。

本当に長い間ご支援ありがとうございました。

ご覧下さい。
 小中学校時代に勉強が嫌いになり、基礎的学力すら獲得できなかった子ども、荒れまくってドロップアウトしていた子ども、貧困のため高校進学を諦めていた子ども、さまざまな差別に打ちひしがれていた子ども……。多くの居場所がなかった子どもたちが、市芦で生きる自信を取り戻し、他人の痛みを知る子どもに成長していく姿を、文庫から読み取って下さい。

すべての人間がエリートになることを望んでいるわけではありません。大部分の人間は普通の市民として生きるのです。公立学校は、けつして一握りのエリートを養成するためにあるのではなく、普通の市民として生きる力を育成するためにあるはず。文集は、市芦がそのような学校であったことを、子どもたち自身の証言で証明しています。

五 廃校の二つの理由は、まったく理由になりません。それについては添付資料「市芦があつて何が悪いねん！市民の会のビラ」をお読み下さい。少子化は、もつといていねいな教育をすすめることができる要因になつても、廃校理由にはなりません。財政難であれば、少なからぬ市民が反対している南芦屋浜公園など大型土木工事を、まずやめるべきでしょう。

こうした普通の感覚の市民なら誰でも疑問に思うことに、まともに応えず、ひたすら

廃校にむけてスケジュールをこなしていくのは、何故なのか。政策決定にあたって、市民の利害に反する利害が介在しているのではないか、など疑問はつきません。

六 市議会議員の皆さん。市政を民主的にチェックし、市民の声を市政に反映させる市議会の原点に立ち戻って下さい。そのために以下のことを市議会としてやっていただきたいと思っています。

一、市芦の現場教職員から意見を聞き、これまでの市芦の教育、現状、これからの展望等について、知っていたこと。

一、市芦の卒業生から同様のことを聞く機会をつくること。

一、神戸地裁、大阪高裁の判決について、市長、教育委員会の責任をふくむ市議会としての見解を出すこと。

一、以上のことをすべて公開でおこなうこと。

十月五日、佐藤教育委員会管理部長との話し合いで、市芦存廃をめぐる教育委員会の審議は、すべて秘密会、議事録もとらないかたちですすめられたことが判明しました。これでは主権者である市民は、判断のもとになる情報すら得るすべもありません。このようなかたちで市民生活に直結する重要政策が決定されるなら、芦屋に民主主義は存在

12月2日(日)2時～4時 市芦裁判勝利集会・市芦救援会総会 芦屋市商工会館

厳しい情勢が続く中、ねばり強くやっているとたまには良いこともあるものです。全国でも希にみる画期的な判決を確定することができました。15年にわたる皆さんのご支援に感謝し、新たな一歩を踏み出す集いを持ちたいと思います。

原告一同、たくさんの方々の参加をお待ちしております。
 (会場は、芦屋市民センター南、国道2号線を渡って20m)

しないといつても過言ではありません。
 市議会が地に墜ちた民主主義を復活させ、助役汚職問題で失っている市民の市政への信頼を回復させるために、奮闘されることを重ねて要望いたします。

二〇〇一年十月
 市芦高校の存続を求める市民の会
 代表 小寺山 康雄

市立芦屋高 06年度末廃校へ

朝日
2001.10.9

市教委で
市教委
OB、保護者ら反発

芦屋市立芦屋高の存廃問題について、同市教委は8日、委員会を開き、同校を06年度から募集停止とし、06年度末で廃校とすることを決めた。12日に市議会に報告し正式に発表するが、決定に対し一部の同校OBや保護者、教員らが存続を求めて強く反発している。

市学校教育審議会が3月下旬に「廃校もやむを得ない」と答申したことを受けて決めた。廃校の理由について市教委は、公立中学校卒業生数や同校入学者数が減少傾向にあることや市の財政がひっ迫していることなどを挙げている。また芦屋学区の区割り見直し問題については、審議会答申とおり神戸第一学区との統合が望ましいと判断。今後、県教委に要望する。この日の市教委では、

廃止方針に反発する約100人が傍聴席に姿を見せ、「市民の意見を聞け」「強権的だ」などと次々発言して終始騒然とした。しかし市教委側は「不規則発言は傍聴人規則で認められていない」としてそのまま議事を進め、怒声の中で廃止が決まった。閉会后、OBや保護者らは住民説明会の開催などを求めたが、市教委側は回答を避けた。

市教委が上告断念

神戸
2001.11.3

市立芦屋高
配転訴訟
復職問題「組合と協議」

芦屋市立芦屋高校の教諭ら八人が、「配転は組合活動が理由で違法」として、市教育委員会に配転処分を取り消しを求めた訴訟で、大阪高裁で敗訴した市教委側は上告期限の二日、上告断念を決めた。これにより、同高裁判決が確定する。

十月十九日の高裁判決は、一審の神戸地裁判決を支持し、「配転は社会通念上、著しく妥当性を欠き、裁量権を逸脱する違法な処分」とし、市教委の控訴を棄却した。

同市教委は「われわれの主張が認められなくて残念。高裁判決を重く受け止め、被控訴人との間とどまった。」

十月十九日の高裁判決で長期間、争うのはいかげなものか、など総合的に勘案し上告しないことを決めた」とコメントした。

処分をめぐっては、原告のうち四人が現在も復職していないが、この問題について市教委は「同校の教職員組合と協議していきたい」と述べるにとどまった。